

<事業主・労働者の皆様へ>

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための特別相談窓口を設置しました。

①短時間・有期雇用労働者と正規雇用労働者との待遇差や②派遣労働者と派遣先労働者との待遇差などについてお気軽にご相談ください。

<設置場所・問合せ先>

- ①の待遇差について
高知労働局 雇用環境・均等室
☎088-885-6041
- ②の待遇差について
高知労働局 職業安定部
☎088-885-6051

高知市南金田1-39

